

国家税務総局

『ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法』の公布に関する公告

ファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策を全国へ展開

トランザクションバンキング部

2014年9月1日付で財政部・税関総署・国家税務総局から「ファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策試行の全国展開に関する通知」(財税〔2014〕62号、以下略称「62号通知」)が公布され、2012年7月より天津東疆保税港区でのみ試験的に行なわれていた、ファイナンスリース貨物の輸出税還付政策が全国へ展開されることになりました。

上記「62号通知」を受け、ファイナンスリース貨物税金還付の具体的な管理弁法を制定するため、2014年10月8日付で国家税務総局は「ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法の公布に関する公告」(国家税務総局公告2014年第56号、以下略称「56号公告」)を公布しました。

「62号通知」「56号公告」とも2014年10月1日から施行され、天津東疆保税港区で施行されていた『国家税務総局の「天津東疆保税港区ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法」公布に関する公告』(国家税務総局公告2012年第39号)は同時に廃止されています。

「62号通知」「56号公告」の具体的な内容としまして、増値税・消費税の税金還付対象となるファイナンスリースの定義や還付税額の計算式は以下【図表1】【図表2】のように規定されています。

また、還付申請を行なうために、ファイナンスリース賃貸人は初回ファイナンスリース契約を締結してから30日以内に、所在地の主管国家税務局で輸出税金還付(免税)資格の認定を受ける必要があります。還付申告では、ファイナンスリース貨物の輸出通関日から翌年の4月30日前までの各増値税納付申告期限内に、提出すべき全ての関連エビデンスを収集しておくことも必要です。

【図表1:増値税・消費税が還付対象となるファイナンスリース】

- ✓ ファイナンスリース会社や金融リース会社による海外への5年以上のファイナンスリースで、対象貨物は航空機、航空機エンジン、鉄道機関車、鉄道客車車両、船舶を含む使用期間が12ヶ月を超える機器、機械、輸送機器およびその他生産経営と関係する設備、工具、器具等の固定資産
- ✓ ファイナンスリース企業や金融リース会社による域内の海上石油天然ガス採掘企業への5年以上の国産海洋工事構造物に対するファイナンスリース

【図表2:増値税・消費税還付額の計算式】

増値税還付額	=	国内購入時の増値税専用発票(インボイス)に記載された金額あるいは 輸入時の税関(輸入増値税)専用税額納付書に記載された課税価格	×	各ファイナンスリース貨物の増値税還付率
消費税還付額	=	国内購入時の輸出貨物専用税額納付書あるいは 輸入時の税関輸入消費税専用税額納付書に記載された消費税額		

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">关于在全国开展融资租赁货物出口退税 政策试点的通知 财税〔2014〕62号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局，海关总署广东分署、各直属海关，新疆生产建设兵团财务局：</p> <p>为落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》（国办发〔2014〕19号）的有关要求，决定将现行在天津东疆保税港区试点的融资租赁货物出口退税政策扩大到全国统一实施。现将有关政策通知如下：</p> <p>一、政策内容及适用范围</p> <p>（一）对融资租赁出口货物试行退税政策。对融资租赁企业、金融租赁公司及其设立的项目子公司（以下统称融资租赁出租方），以融资租赁方式租赁给境外承租人且租赁期限在5年（含）以上，并向海关报关后实际离境的货物，试行增值税、消费税出口退税政策。</p> <p>融资租赁出口货物的范围，包括飞机、飞机发动机、铁道机车、铁道客车车厢、船舶及其他货物，具体应符合《中华人民共和国增值税暂行条例实施细则》（财政部 国家税务总局令第50号）第二十一条“固定资产”的相关规定。</p> <p>（二）对融资租赁海洋工程结构物试行退税政策。对融资租赁出租方购买的，并以融资租赁方式租赁给境内列名海上石油天然气开采企业且租赁期限在5年（含）以上的国内生产企业生产的海洋工程结构物，视同出口，试行增值税、消费税出口退税政策。</p> <p>海洋工程结构物范围、退税率以及海上石油天然气开采企业的具体范围按照《财政部 国</p>	<p style="text-align: center;">ファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策試行の 全国展開に関する通知 财税〔2014〕62号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、税関総署広東分署、各直属税関、新疆生産建設兵団財務局：</p> <p>『國務院弁公庁の對外貿易の安定成長の支援に関する若干の意見』（国弁発〔2014〕19号）の関連要求を徹底するために、現在天津東疆保税港区で試行しているファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策を全国に拡大して一律に実施することを決定した。ここに関連政策を以下の通り通知する：</p> <p>一、政策内容及び適用範囲</p> <p>（一）ファイナンスリース輸出貨物に対して税金還付政策を試行する。ファイナンスリース企業、金融リース会社及びその設立したプロジェクト子会社（以下略称、ファイナンスリース賃貸人）が、ファイナンスリース方式で域外賃借人へリースし且つリース期間5年以上で、税関への通関申告後実際に出国した貨物に対して、増値税、消費税の輸出税金還付政策を試行する。</p> <p>ファイナンスリース輸出貨物の範囲は、航空機、航空機エンジン、鉄道機関車、鉄道客車車両、船舶及びその他貨物を含み、具体的には『中華人民共和国の増値税暫定条例实施细则』（財政部、国家税務総局令第50号）第二十一条“固定資産”の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>（二）ファイナンスリース海洋工事構造物に対して税金還付政策を試行する。ファイナンスリース賃貸人が購入し、併せてファイナンスリース方式を以って域内で（後述の财税〔2012〕39号通知に）列挙されている海上石油天然ガス採掘企業にリースし且つリース期間5年以上の、国内生産企業が生産した海洋工事構造物に対して、輸出と見做し、増値税、消費税の輸出税金還付政策を試行する。</p> <p>海洋工事構造物の範囲、税金還付率及び海上石油天然ガ</p>

家税务总局关于出口货物劳务增值税和消费税政策的通知》（财税〔2012〕39号）有关规定执行。

（三）上述融资租赁出口货物和融资租赁海洋工程结构物不包括在海关监管年限内的进口减免税货物。

二、退税的计算和办理

（一）融资租赁出租方将融资租赁出口货物租赁给境外承租方、将融资租赁海洋工程结构物租赁给海上石油天然气开采企业，向融资租赁出租方退还其购进租赁货物所含增值税。融资租赁出口货物、融资租赁海洋工程结构物（以下统称融资租赁货物）属于消费税应税消费品的，向融资租赁出租方退还前一环节已征的消费税。

（二）计算公式为：

增值税应退税额=购进融资租赁货物的增值税专用发票注明的金额或海关（进口增值税）专用缴款书注明的完税价格×融资租赁货物适用的增值税退税率

融资租赁出口货物适用的增值税退税率，按照统一的出口货物适用退税率执行。从增值税一般纳税人购进的按简易办法征税的融资租赁货物和从小规模纳税人购进的融资租赁货物，其适用的增值税退税率，按照购进货物适用的征收率和退税率孰低的原则确定。

消费税应退税额=购进融资租赁货物税收（出口货物专用）缴款书上或海关进口消费税专用缴款书上注明的消费税税额

（三）融资租赁出租方应当按照主管税务机关的要求办理退税认定和申报增值税、消费税退税。

（四）融资租赁出租方在进行融资租赁出口货物报关时，应在海关出口报关单上填写“租

ス採掘企業の具体的な範囲は『财政部、国家稅務總局的輸出貨物勞務增值稅與消費稅政策に関する通知』（財稅〔2012〕39号）關連規定に照らして執行する。

（三）上述のファイナンスリース輸出貨物とファイナンスリース海洋工事構造物は税関管理監督年度期限内の輸入減免稅貨物を含まない。

二、税金還付の計算と取扱

（一）ファイナンスリース賃貸人は域外賃借人にファイナンスリース輸出貨物をリースし、海上石油天然ガス採掘企業にファイナンスリース海洋工事構造物をリースする場合、ファイナンスリース賃貸人へそのリース貨物購入に含まれる増値稅を還付する。ファイナンスリース輸出貨物、ファイナンスリース海洋工事構造物（以下略称、ファイナンスリース貨物）が消費稅の課稅消費品に属する場合、ファイナンスリース賃貸人へ既に徵收された消費稅を還付する。

（二）計算公式について：

増値稅還付額=ファイナンスリース貨物購入時の増値稅專用發票（インボイス）に明記された金額あるいは税関（輸入増値稅）專用料金納付書に明記された課稅価格×ファイナンスリース貨物に適用される増値稅還付率

ファイナンスリース輸出貨物に適用される増値稅還付率は、一律に輸出貨物に適用される還付率に照らして執行する。増値稅一般納稅人から購入した簡易方法に基づき徵稅されたファイナンスリース貨物と小規模納稅人から購入したファイナンスリース貨物について、その適用増値稅還付率は、購入した貨物に適用される税金納付率と税金還付率の小さい方に合わせるという原則に基づいて確定する。

消費稅還付額=購入ファイナンスリース貨物の租稅（輸出貨物専用）稅額納付書あるいは税関輸入消費稅專用稅額納付書に明記された消費稅額

（三）ファイナンスリース賃貸人は主管稅務機關の要求に基づいて税金還付認定と増値稅、消費稅の還付申告を行わなければならない。

（四）ファイナンスリース賃貸人はファイナンスリース輸出貨物通關を実施する時、税関輸出通關單上に“リース貨物

赁货物（1523）”方式。海关依融资租赁出租方申请，对符合条件的融资租赁出口货物办理放行手续后签发出出口货物报关单（出口退税专用，以下称退税证明联），并按规定向国家税务总局传递退税证明联相关电子信息。对海关特殊监管区域内已退增值税、消费税的货物，以融资租赁方式离境时，海关不再签发退税证明联。

（五）融资租赁出租方凭购进融资租赁货物的增值税专用发票或海关进口增值税专用缴款书、与承租人签订的融资租赁合同、退税证明联或向海洋工程结构物承租人开具的发票以及主管税务机关要求出具的其他要件，向主管税务机关申请办理退税手续。上述用于融资租赁货物退税的增值税专用发票或海关进口增值税专用缴款书，不得用于抵扣内销货物应纳税额。

融资租赁货物属于消费税应税货物的，若申请退税，还应提供有关消费税专用缴款书。

（六）对承租期未届满而发生退租的融资租赁货物，融资租赁出租方应及时主动向税务机关报告，并按照规定补缴已退税款，对融资租赁出口货物，再复进口时融资租赁出租方应按照规定向海关办理复运进境手续并提供主管税务机关出具的货物已补税或未退税证明，海关不征收进口关税和进口环节税。

三、有关定义

本通知所述融资租赁企业，仅包括金融租赁公司、经商务部批准设立的外商投资融资租赁公司、经商务部和国家税务总局共同批准开展融资业务试点的内资融资租赁企业、经商务部授权的省级商务主管部门和国家经济技术开发区批准的融资租赁公司。

（1523）”方式を入力しなければならない。税関はファイナンスリース賃貸人の申請に基づき、条件に合致するファイナンスリース輸出貨物に対して通関手続後に輸出貨物通関単（輸出税金還付専用、以下略称、税金還付証明書）を発行し、併せて規定に基づき国家税務総局へ税金還付証明書の関連電子データを転送する。税関特別監督管理区域内で既に増値税、消費税が還付された貨物に対して、ファイナンスリース方式で出国する際、税関は税金還付証明書を再発行しない。

（五）ファイナンスリース賃貸人がファイナンスリース貨物購入時の増値税専用発票あるいは税関輸入増値税専用税額納付書、賃借人と締結したファイナンスリース契約書、税金還付証明書あるいは海洋工事構造物の賃借人に対して発行した発票及び主管税務機関が要求するその他要件を以って、主管税務機関申請へ税金還付手続を申請する。上述のファイナンスリース貨物税金還付に用いる増値税専用発票あるいは税関輸入増値税専用税額納付書は、国内販売貨物の課税税額の控除に用いてはならない。

ファイナンスリース貨物が消費税納税貨物に属する場合、税金還付申請時、さらに関連する消費税専用納付書を提出しなければならない。

（六）リース期間満了前にリース契約解除が発生したファイナンスリース貨物に対して、ファイナンスリース賃貸人は遅滞無く自発的に税務機関へ報告し、併せて規定に基づいて既に還付された税金を追納しなければならず、ファイナンスリース輸出貨物の再輸入について、ファイナンスリース賃貸人は規定に基づいて税関に対し再輸入手続を行ない、併せて主管税務機関が発行した貨物の税金追納済あるいは税金未還付の証明書を提出しなければならず、税関は輸入関税と輸入関連税を徴収しない。

三、関連定義

本通知でいう所のファイナンスリース企業とは、金融リース会社、商務部の批准を経て設立した外商投資ファイナンスリース会社、商務部と国家税务总局の共同認可を取得した融資業務試行対象となる中資ファイナンスリース企業、商務部が授権した省级商務主管部門と国家経済技術開発区の認可を取得したファイナンスリース会社のみを含む。

本通知所述金融租赁公司，仅包括经中国银行业监督管理委员会批准设立的金融租赁公司。

本通知所称融资租赁，是指具有融资性质和所有权转移特点的有形动产租赁活动。即出租人根据承租人所要求的规格、型号、性能等条件购入有形动产租赁给承租人，合同期内有形动产所有权属于出租人，承租人只拥有使用权，合同期满付清租金后，承租人有权按照残值购入有形动产，以拥有其所有权。不论出租人是否将有形动产残值销售给承租人，均属于融资租赁。

四、融资租赁货物退税的具体管理办法由国家税务总局另行制定。

五、本通知自2014年10月1日起执行。融资租赁出口货物的，以退税证明联上注明的出口日期为准；融资租赁海洋工程结构物的，以融资租赁出租方收取首笔租金时开具的发票日期为准。

财政部 海关总署 国家税务总局
2014年9月1日

关于发布《融资租赁货物出口退税管理办法》的公告
国家税务总局公告 2014年第56号

国家税务总局
2014年10月8日

融资租赁货物出口退税管理办法

第一章 总则

第一条 根据《财政部海关总署国家税务总局关于在全国开展融资租赁货物出口退税政

本通知でいう所の金融リース会社とは、中国銀行業監督管理委員会の認可を経て設立した金融リース会社のみを含む。

本通知でいう所のファイナンスリースとは、融資の性質と所有権移転の特徴を有する有形動産リース活動を指す。すなわち賃貸人は賃借人が要求する規格、型式、性能等の条件に基づき有形動産リースを購入し賃借人へリースする、契約期間内に有形動産の所有権が賃貸人に属し、賃借人は使用权のみを有し、契約満了時にリース料を全額支払った後、賃借人は残価に基づき有形動産を購入する権利を有し、その購入を以ってその所有権を有す。賃貸人が有形動産を残価で賃借人に販売するか否かに関わらず、全てファイナンスリースに属する。

四、ファイナンスリース貨物税金還付の具体的な管理弁法は国家税務総局が別途制定する。

五、本通知は2014年10月1日から執行する。ファイナンスリース輸出貨物の場合、税金還付証明書上に明記された輸出日が10月1日以降のものは本通知が適用される；ファイナンスリース海洋工事構造物の場合、ファイナンスリース賃貸人が初回のリース料を受け取った時に振り出した發票の日付が10月1日以降のものは本通知が適用される。

财政部 税関総署 国家税務総局
2014年9月1日

『ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法』
の公布に関する公告
国家税務総局公告 2014年第56号

国家税務総局
2014年10月8日

ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法

第一章 総則

第一条 『財政部、税関総署、国家税務総局のファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策試行の全国展開に関する

策试点的通知》(财税〔2014〕62号)的规定,制定本办法。

第二条 享受出口退税政策的融资租赁企业(以下称融资租赁出租方)的主管国家税务局负责出口退(免)税资格的认定及融资租赁出口货物、融资租赁海洋工程结构物(以下称融资租赁货物)的出口退税审核、审批等管理工作。

第三条 享受出口退税的融资租赁出租方和融资租赁货物的范围、条件以及出口退税的具体计算办法按照财税〔2014〕62号文件相关规定执行。

第二章 税务登记、出口退(免)税资格认定管理

第四条 融资租赁出租方在所在地主管国家税务局办理税务登记及出口退(免)税资格认定后,方可申报融资租赁货物出口退税。

第五条 融资租赁出租方应在首份融资租赁合同签订之日起30日内,到主管国家税务局办理出口退(免)税资格认定,除提供《国家税务总局关于发布〈出口货物劳务增值税和消费税管理办法〉的公告》(国家税务总局公告2012年第24号)规定的资料外(仅经营海洋工程结构物融资租赁的,可不提供《对外贸易经营者备案登记表》或《中华人民共和国外商投资企业批准证书》、中华人民共和国海关进出口货物收发货人报关注册登记证书),还应提供以下资料:

- (一)从事融资租赁业务的资质证明;
- (二)融资租赁合同(有法律效力的中文版);
- (三)税务机关要求提供的其他资料。

本办法发布前已签订融资租赁合同的融资租赁出租方,可向主管国家税务局申请补办出口退税资格的认定手续。

通知』(财税〔2014〕62号)の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 輸出税金還付政策を享受するファイナンスリース企業(以下略称、ファイナンスリース貸貸人)の主管国家税務局は輸出税金還付(免除)資格の認定及びファイナンスリース輸出貨物、ファイナンスリース海洋工事構造物(以下略称、ファイナンスリース貨物)の輸出税金還付審査、認可等の管理業務に責任を負う。

第三条 輸出税金還付を享受するファイナンスリース貸貸人とファイナンスリース貨物の範囲、条件及び輸出税金還付の具体的な計算方法は财税〔2014〕62号文書の関連規定に基づき執行する。

第二章 税務登記、輸出税金還付(免除)資格認定管理

第四条 ファイナンスリース貸貸人は所在地の主管国家税務局で税務登記及び輸出税金還付(免税)資格が認定された後で、ファイナンスリース貨物輸出税金還付を申告できる。

第五条 ファイナンスリース貸貸人は初回のファイナンスリース契約の締結後30日以内に、主管国家税務局にて輸出税金還付(免税)資格の認定を受けなければならない、『国家税務総局の「輸出貨物労働増徴税と消費税管理弁法」公布に関する公告』(国家税務総局公告2012年第24号)で規定している資料の他(海洋工事構造物のファイナンスリースを経営している場合、『対外貿易経営者備案(届出)登記表』あるいは『中華人民共和国外商投資企業批准証書』、中華人民共和國税関輸出入貨物受取・発送人の通関登録登記証書は提出しなくてよい)、以下資料も提出しなければならない:

- (一)ファイナンスリース業務に従事している資質証明;
- (二)ファイナンスリース契約書(法的効力を有する中国語版);
- (三)税務機関が提供を要求するその他資料。

本弁法公布前に既にファイナンスリース契約を締結したファイナンスリース貸貸人は、主管国家税務局へ輸出税金還付資格の認定手続を追加申請することができる。

第六条 融资租赁出租方退（免）税认定变更及注销，按照国家税务总局公告 2012 年第 24 号等有关规定执行。

第三章 退税申报、审核管理

第七条 融资租赁出租方应在融资租赁货物报关出口之日或收取融资租赁海洋工程结构物首笔租金开具发票之日次月起至次年 4 月 30 日前的各增值税纳税申报期内，收齐有关凭证，向主管国家税务局办理融资租赁货物增值税、消费税退税申报。

第八条 融资租赁出租方申报融资租赁货物退税时，应将不同融资租赁合同项下的融资租赁货物分别申报，在申报表的明细表中“退（免）税业务类型”栏内填写“RZZL”，并提供以下资料：

- （一）融资租赁出口货物的，提供出口货物报关单（出口退税专用）；
- （二）融资租赁海洋工程结构物的，提供向海洋工程结构物承租人收取首笔租金时开具的发票；
- （三）购进融资租赁货物取得的增值税专用发票（抵扣联）或海关（进口增值税）专用缴款书。融资租赁货物属于消费税应税货物的，还应提供消费税税收（出口货物专用）缴款书或海关（进口消费税）专用缴款书；
- （四）与承租人签订的租赁期在 5 年（含）以上的融资租赁合同（有法律效力的中文版）；
- （五）融资租赁海洋工程结构物的，提供列名海上石油天然气开采企业收货清单；
- （六）税务机关要求提供的其他资料。

第九条 融资租赁出租方购进融资租赁货物取得的增值税专用发票、海关（进口增值税）专用缴款书已申报抵扣的，不得申报退税。已申报退税的增值税专用发票、海关（进口

第六条 ファイナンスリース賃貸人の税金還付（免税）認定を变更及び取消す時は、国家税務総局公告 2012 年第 24 号等の関連規定に基づき執行する。

第三章 税金還付の申告、審査管理

第七条 ファイナンスリース賃貸人はファイナンスリース貨物の輸出通関日、あるいはファイナンスリース海洋工事構造物の場合には初回のリース料を受け取り発票を振り出した日の翌月から翌年の 4 月 30 日前までの各增值税納付申告期限内に、全ての関連エビデンスを収集し、主管国家税務局に対しファイナンスリース貨物の增值税、消費税の還付申告を行わなければならない。

第八条 ファイナンスリース賃貸人がファイナンスリース貨物の税金還付を申告する時、異なるファイナンスリース契約に属するファイナンスリース貨物は別々に申告し、申告表の明細表の中で“税金還付（免税）業務類型”欄に“RZZL”と入力し、併せて以下資料を提出しなければならない：

- （一）ファイナンスリース輸出貨物の場合、輸出貨物通関単（輸出税金還付専用）を提出；
- （二）ファイナンスリース海洋工事構造物の場合、初回のリース料を受け取った時に海洋工事構造物の賃借人へ振り出した発票を提出；
- （三）ファイナンスリース貨物購入により取得した增值税専用発票（控除綴り）あるいは税関（輸入增值税）専用税額納付書。ファイナンスリース貨物が消費税納税貨物に属する場合、さらに消費税（輸出貨物専用）税額納付書あるいは税関（輸入消費税）専用税額納付書を提出しなければならない；
- （四）賃借人と締結したリース期間が 5 年以上のファイナンスリース契約書（法的効力を有する中国語版）；
- （五）ファイナンスリース海洋工事構造物の場合、（財税 [2012]39 号通知に）列挙されている海上石油天然ガス採掘企業の貨物受取リストを提出；
- （六）税務機関が提出を要求するその他資料。

第九条 ファイナンスリース賃貸人がファイナンスリース貨物の購入により取得した增值税専用発票、税関（輸入增值税）専用税額納付書を以って、控除の申告を既に済ませた場合、税金還付を申告してはならない。既に税金還付の申

増値税) 専用繳款书, 融资租赁出租方不得再申报进项税额抵扣。

第十条 属于增值税一般纳税人的融资租赁出租方购进融资租赁货物取得的增值税专用发票, 融资租赁出租方应在规定的认证期限内办理认证手续。

第十一条 主管国家税务局应按照财税〔2014〕62号文件规定的计算方法审核、审批融资租赁货物退税。

第十二条 对融资租赁出租方申报退税提供的增值税专用发票, 如融资租赁出租方为增值税一般纳税人, 主管国家税务局在增值税专用发票稽核信息比对无误后, 方可办理退税; 如融资租赁方为非增值税一般纳税人, 主管国家税务局应发函调查, 在确认增值税专用发票真实、按规定申报纳税后, 方可办理退税。

第十三条 对承租期未滿而发生退租的融资租赁货物, 融资租赁出租方应及时主动向主管国家税务局报告, 并按下列规定补缴已退税款:

(一) 对上述融资租赁出口货物再复进口时, 主管国家税务局应按规定追缴融资租赁出租方的已退税款, 并对融资租赁出口货物出具货物已补税或未退税证明;

(二) 对融资租赁海洋工程结构物发生退租的, 主管国家税务局应按规定追缴融资租赁出租方的已退税款。

第四章 附則

第十四条 融资租赁出租方采取假冒出口退

告に使用された増値税専用發票、税関(輸入増値税) 専用税額納付書について、ファイナンスリース賃貸人は仕入税額控除の申告に使用してはならない。

第十条 増値税一般納税人に属するファイナンスリース賃貸人がファイナンスリース貨物の購入により取得した増値税専用發票について、ファイナンスリース賃貸人は規定の認証期限内に認証手続を行なわなければならない。

第十一条 主管国家税务局は财税〔2014〕62号文が規定した計算方法に基づきファイナンスリース貨物の税金還付を審査、認可しなければならない。

第十二条 ファイナンスリース賃貸人が税金還付申告用に提出した増値税専用發票について、ファイナンスリース賃貸人が増値税一般納税人の場合、主管国家税务局は増値税専用發票の査察管理システムにより照合を行い、不正の無いことを確認した後に、税金還付を実施することができる; ファイナンスリース賃貸人が増値税一般納税人ではない場合、主管国家税务局は書面による調査を行わなければならない; 増値税専用發票の真実性を確認し、規定に基づき申告納税した後で、税金還付を実施することができる。

第十三条 リース期間満了前にリース契約解消が発生したファイナンスリース貨物に対して、ファイナンスリース賃貸人は遅滞無く自発的に主管国家税务局へ報告し、併せて以下規定に基づき還付された税金を追納しなければならない:

(一) 上述のファイナンスリース輸出貨物を再輸入する時、主管国家税务局は規定に基づき、ファイナンスリース賃貸人に還付税金を追加納税させ、併せてファイナンスリース輸出貨物に対して貨物の追加納税済あるいは税金未還付の証明書を発行しなければならない;

(二) ファイナンスリース海洋工事構造物に対して契約解消が発生した場合、主管国家税务局は規定に基づきファイナンスリース賃貸人に還付税金を追加納付させなければならない。

第四章 附則

第十四条 ファイナンスリース賃貸人が輸出税金還付(免

<p>(免) 税資格、偽造或擅自涂改融资租赁合同、提供虚假退税申报材料等手段骗取退税款的, 按照有关法律、法规处理。</p> <p>第十五条 融资租赁货物出口退税, 本办法未作规定的, 按照视同出口货物的有关规定执行。</p> <p>第十六条 本办法自2014年10月1日起施行。融资租赁出口货物的, 以出口货物报关单(出口退税专用)上注明的出口日期为准; 融资租赁海洋工程结构物的, 以融资租赁出租方收取首笔租金时开具的发票日期为准。《国家税务总局关于发布〈天津东疆保税港区融资租赁货物出口退税管理办法〉的公告》(国家税务总局公告2012年第39号)同时废止。</p>	<p>税) 資格を偽って取得し、ファイナンスリース契約書を偽造あるいは無断で書き直し、虚偽の税金還付申告資料を提出する等の手段で還付税金を詐取した場合、関連法律、法規に基づいて処理する。</p> <p>第十五条 ファイナンスリース貨物輸出の税金還付について、本弁法に規定されていない場合、輸出貨物と見做して関連規定に基づき執行する。</p> <p>第十六条 本弁法は2014年10月1日から施行する。ファイナンスリース輸出貨物の場合、輸出貨物通関証明書(輸出税金還付専用)に明記している輸出日が10月1日以降のものは本通知が適用される; ファイナンスリース海洋工事構造物の場合、ファイナンスリース賃貸人が初回のリース料を受け取った時に振り出した発票の日付が10月1日以降のものは本通知が適用される。『国家税務総局の「天津東疆保税港区ファイナンスリース貨物輸出の税金還付管理弁法」公布に関する公告』(国家税務総局公告2012年第39号)は同時に廃止する。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4262